

船舶事故調査報告書

平成26年4月10日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成25年8月14日（水） 16時15分ごろ
発生場所	山口県下関市西山海水浴場沖の東消波堤 下関市所在の下関南風泊東防波堤灯台から真方位120° 1,770m付近 （概位 北緯33° 56.7′ 東経130° 53.9′）
事故調査の経過	平成25年9月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ そうえい丸、0.1トン 294-23885山口、個人所有 2.85m (Lr) × 1.06m × 0.43m、FRP ガソリン機関、180.00kW、平成20年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 48歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成25年8月9日 免許証交付日 平成25年8月9日 （平成30年8月8日まで有効） 搭乗者A 男性 27歳
死傷者等	軽傷 1人（搭乗者A）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、3人（以下「搭乗者A」、「搭乗者B」及び「搭乗者C」という。）を乗せたソファ型の一艇（長さ約1.0m、幅約1.2m、以下「本件浮体」という。）を直径約2cm 長さ約1.2mのロープで引き、西山海水浴場東側の砂浜（以下「本件砂浜」という。）から出発した後、本件砂浜の北方沖に設置された東消波堤の東方を通過し、東及び西消波堤の北方沖で遊走を始めた。</p> <p>搭乗者3人は、本件浮体の上面において、遊走方向を向いて横列に並んで背もたれにもたれて座り、両足を前に伸ばし、両手で取っ手を握って乗っていた。</p> <p>船長は、東及び西消波堤沖を約5分間遊走した後、本件砂浜に戻る</p>

	<p>ため、東消波堤東方を南進して通過しようとした。</p> <p>船長は、搭乗者達の友人が東消波堤上から搭乗者の様子を写真撮影していたので、約15ノットの対地速力で東消波堤東端に接近し、左旋回して後方を見たところ、平成25年8月14日16時15分ごろ、本件浮体の右側が東消波堤東端に接触し、取っ手から手を放していた搭乗者Aが本件浮体から投げ出されたところを認めた。</p> <p>搭乗者Aは、本件浮体から投げ出された際に身体が消波ブロックに当たり、本船に救助されて救急車で病院に搬送され、打撲と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所図 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期</p>
その他の事項	<p>搭乗者3人は、右から順に搭乗者A、搭乗者B及び搭乗者Cが横一列に座っていた。</p> <p>船長及び搭乗者3人は、全員が救命胴衣を着用していた。</p> <p>西山海水浴場は、東西約400m南北約50mの砂浜であり、中央やや東に鯨尾形の中央突堤があり、中央突堤先端の東西に干潮時に現れる消波ブロックでできた防波堤（潜堤）が存在していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、西山海水浴場において、本件浮体を引いて東消波堤東方沖を南進中、船長が東消波堤東端に接近して左旋回したことから、本件浮体が東消波堤に接触し、本件浮体から投げ出された搭乗者Aが、消波ブロックに当たり、負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、西山海水浴場において、本件浮体を引いて東消波堤東方沖を南進中、船長が東消波堤東端に接近して左旋回したため、本件浮体が東消波堤に接触し、本件浮体から投げ出された搭乗者Aが消波ブロックに当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浮体を引いて障害物の付近を航行する場合、障害物との距離を保って低速で航行するとともに、搭乗者及び浮体の状態を確認すること。

付图 1 事故発生場所図

